

広島県水道広域連合企業団告示第 11 号

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年広島県水道広域連合企業団条例第 1 号）附則ただし書に定める、別表第 4 の改正規定に係る東広島事務所の庁舎移転完了の日は、令和 8 年 9 月 24 日とする。

令和 8 年 7 月 27 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田 美香